

重富 貴光
PROFILE はこちら

新年のご挨拶

新年明けましておめでとうございます。

旧年中は格別のご厚情を賜り、知的財産Newsletterをお読み頂き、誠に有難うございました。2017年にNewsletterの配信を開始し、お陰様で昨年は記念すべき100号発刊を達成することができました。本年は、Newsletter発信10年目となります。本年も、Newsletterが皆様の知的財産関連情報収集・業務にお役立て頂ければ幸甚でございます。

2025年における知的財産分野の動きですが、制度面では、医療用後発医薬品・バイオ後続品の承認審査に際して先発医薬品等メーカー保有の特許抵触の有無に関する確認を行うパテントリンクージュに関し、専門委員制度の試行的導入がされました。本年は、専門員制度を活用した確認実務が実施される見通しです。また、AIを利活用した発明について、特許法における発明該当性・発明者・引用発明適格性に関し、特許制度小委員会にて活発な議論が行われました。

裁判例に目を向けると、ネットワーク関連発明に係る特許侵害訴訟において、日本領域外の行為が一部存在する場合でも、行為を全体としてみて実質的に日本国内における発明の実施行為に当たると評価されるときは、日本特許権の効力が及ぶとの注目すべき最高裁判決(令和5年(受)14・15・2028号)がされました。

海外では、欧州司法裁判所(ECJ)により、EU加盟国の裁判所の特許侵害訴訟の国際裁判管轄権の拡大につながる重要な判決(C-339/22 BSH Hausgeräte GmbH v Electrolux AB)がされました。

我々法律実務家も、常に、法律・裁判例の動向に注視しつつ、新たな動きを予想しつつ、未解決の問題に取り組むことの重要性をより一層感じています。

弊所の知的財産プラクティスグループは、本年も、より質の高いリーガルサービスを迅速に提供できるよう大阪・東京・名古屋を拠点に様々な知財関連業務を取り扱ってまいります。また、欧米及びアジアをはじめとする海外における知財案件についても迅速かつ適切にリーガルサービスを提供してまいります。

旧年は、Chambers Global及びChambers Asia-Pacific 2025 Intellectual Property部門、Asian Legal Business(ALB) 2025年5月号のIP Rankings 2025 Japan部門、IAM Patent 1000のJapan DomesticのLitigation部門等において高い評価を受けることができました。

年頭にあたり、旧年中に賜りましたご厚情に深く感謝申し上げますと共に、本年も倍旧のお引き立ての程よろしくお願ひ申し上げます。

弁護士法人大江橋法律事務所
パートナー弁護士 重富貴光

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

Intellectual Property

Newsletter No.109

Contents

特許侵害

特許を受ける権利の共有持分の譲渡の有無を判断した事例

東京地裁(46部)令和7年10月29日判決(特許を受ける権利の確認請求事件)

審決取消

比率・設定差分値テーブルを用いたPCS出力制御方式の発明について、 実施可能要件・新規性・進歩性がいずれも肯定された事例

知財高裁(3部)令和7年10月8日判決(PCS出力制御装置事件)

商標法

「AFURI」との商標が阿夫利山地域の通称を指すものとは 認められないと判断した事例

知財高裁(4部)令和7年10月30日判決(AFURI事件)

著作権法

CDN事業者の著作権侵害帮助責任を認めた事例

東京地裁(46部)令和7年11月19日判決(海賊版サイトCDN事件)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

特許侵害

特許を受ける権利の共有持分の譲渡の有無を判断した事例

東京地裁(46部)令和7年10月29日判決(令和7年(ワ)第70002号)裁判所ウェブサイト
(特許を受ける権利の確認請求事件)



手代木 啓
PROFILE はこちら

1 事業の概要

本件は、発明の名称を「量子ドットを有するナノ複合体及びその製造方法」とする特許出願を含む3つの出願(特願2022-182940、特願2023-140361及び特願2023-141755。「本件各出願」と総称)について、被告Yの技術顧問であったAと取締役であったBが原告ら(Xら)となって、出願人であるYに対して、本件各出願に係る各発明(本件各発明)について、特許を受ける権利の共有持分を2分の1ずつ有することの確認を求めた事案となります。

2 争点とこれに対する裁判所の判断

本件の争点は、XらからYに対して特許を受ける権利の共有持分の譲渡があったかどうかという点です。

Xらは、①Xらが特許を受ける権利を譲渡する契約についてYの他の取締役らがXらの条件を受け入れなかたため契約締結を断念したこと、②よって本件各発明に係る特許を受ける権利を譲渡する契約書が作成されていないこと、③Xらが本件各発明に係る特許を受ける権利を無償で譲渡するはずがないことを理由に、XらがYに対し、本件各発明に係る特許を受ける権利の共有持分を譲渡した事実はないと主張しました。

しかし、裁判所は、概要以下のように示してXらの主張に理由はないと判断しました。

- ・本件各出願を代理した特許事務所が、出願前に、Xらに対し、出願書類案の確認を依頼し、同案の願書の出願人欄にはYが記載されていたが、Xらは出願人欄の記載については異議を述べなかった事実が認められる。
- ・上記事実によれば、Xらは、本件各出願においてYを出願人とすることに合意していたものというべきである。
- ・特許出願は、特許を受ける権利を有する者が出願人と

なって、特許を受ける意思を客観的な表示として特許庁長官に対して特許査定を求めて願書を提出する行為であり、特許出願時には出願人の氏名又は名称を願書に記載すべきものとされ(特許法36条1項)、特許出願は特許出願前における特許を受ける権利の承継の第三者対抗要件でもあり(同法34条1項)、特許権の設定登録により特許権を取得するのは出願人である。

- ・以上によれば、発明者が、特許を受ける権利を譲渡していないのに、他人を出願人とすることに同意することは通常考え難く、Xらは、Yに対し、出願時までに本件各発明に係る特許を受ける権利の共有持分を譲渡することを合意したものと推認することができる。

また、裁判所は、Xらの上記①～③の主張に対しては、概要以下のように判示して当該主張を退けています。

- ・①については、Yの他の取締役らがXらの条件を受け入れなかたという事実を裏付ける証拠がない。かえって、他の取締役は、LINEにおいてBに対して契約書の作成を勧めており、Xらの主張と整合しない。
- ・②については、特許を受ける権利の譲渡について契約書を作成することは必須ではなく、XらとYとの間における従来の慣行においても契約書が作成されていなかったことから、契約書が作成されなかつたことは必ずしも不自然ではない。
- ・③については、Aが、当時、本件各発明の実施によるYの事業の立上げに関する技術面からの無償協力を申し出していたという事実に鑑みれば、Xらが、本件各出願の時点では、Yとの間で対価に関する合意をせずに、まずは特許を受ける権利をYに譲渡することは十分に考えられる。

次ページへ続く ▼

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

3 まとめ

本判決は、会社を出願人とする特許出願について、出願までに発明者による会社に対する特許を受ける権利の共有持分の譲渡があったかどうかを詳細な事実認定に基づき判断しています。

裁判所も判示しているとおり、特許権の設定登録により特許権を取得するのは出願人であることから、出願人の記載は重要であり、本件でも出願手続に関与していた発明者が会社を出願人として記載していることについて異議を述べなかった事実が重視されています。他方で、本判決は事例判断であり、発明者が異議を述べなければ特許を受ける権利の譲渡が必ず推認されるというわけではありませんので、会社側としては発明者との間で権利関係について適切に対応することが望ましいと解されます。

なお、自らの発明を他者に無断で出願された（冒認出願）場合、本件のように対象となる発明が特許設定登録をされる前であれば特許を受ける権利の確認請求を行うことが可能ですが、設定登録後の場合には、真の権利者は冒認出願された特許の特許権者に対して、自らに特許権を移転登録するように請求することも可能です（特許法74条）。

目次へ戻る



本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

審決取消

比率・設定差分値テーブルを用いたPCS出力制御方式の発明について、 実施可能要件・新規性・進歩性がいずれも肯定された事例

知財高裁(3部)令和7年10月8日判決(令和6年(行ケ)第10085号)裁判所ウェブサイト
(PCS出力制御装置事件)

和田 祐以子

PROFILE はこちら

1 事業の概要

本件は、発明の名称を「出力制御装置、出力制御プログラム、及びそれを用いた太陽光自家消費システム」とする特許(特許第7004987号。「本件特許」)に係る特許無効審判の請求が成り立たないとした審決(「本件審決」)について、原告(再生可能エネルギー関連システム開発会社)が本件審決の取消しを求めた事案です。

本件特許に係る発明(以下では主に請求項1記載の発明(「本件発明1」)を取り上げる。)は、太陽光発電の自家消費システムにおけるPCS(パワーコンディショナ)出力制御に関する発明であり、負荷消費電力とPCS定格の比率に応じた設定差分値を、比率・設定差分値テーブルとして記憶し、現在の比率に対応する設定差分値を用いてPCS出力上限及び出力指令値を算出する出力制御装置です。

本件審決で引用された甲1発明は、太陽光自家消費システムにおいて、負荷消費電力S(t)を計測し、一次関数P(t) = (1-a)S(t) - bに基づいて発電電力の上限値を設定する発電制御システムです。

本件審決では、本件各発明の実施可能要件(特許法36条4項1号)違反、甲1発明との比較における新規性(同法29条1項)欠如、進歩性(同法29条2項)欠如のいずれについても無効理由が認められませんでした。原告は、これらの判断に誤りがあるとして、取消事由を主張しましたが、裁判所はいずれの主張も採用せず、請求棄却の判断をしました(「本件判決」)。

以下、本件判決の判断内容を論点ごとにご紹介します。

2 本件判決の判断内容

(1) 本件各発明の課題

本件各発明の課題は、甲1特許制御(甲1発明に示され

る制御)においては、発電電力の上限値と消費電力の差分が一次関数となるようにしたときの一次関数の傾きa及び切片bの値を運用前にどのように設定していけばよいのかが不明であったとして、パワーコンディショナの制御を分かりやすいものとすること、すなわち甲1特許制御よりも、運用前に行う設定を分かりやすいものとすることを課題の一つとしているものと解される(課題1)。そして、本件明細書等のとおり、本件各発明の課題は、逆潮流(太陽電池による発電電力が、電力送配電網に逆流すること)を回避すること、太陽電池の発電電力をできる限り有効活用することもあるものと認められる(課題2)。さらに、パワーコンディショナの制御によって太陽電池の発電電力をできる限り有効活用することとは、太陽電池によるエネルギー変換をできる限り効率的に行うことであるから、発電効率をできる限り高くすることであると認められる(課題3)(課題1ないし3について、本件審決の認定と同旨)。

原告は、本件審決の課題1ないし3の認定は不十分であり、課題2及び課題3は、従来の等差制御及び等比制御と比べて、系統への逆潮流の回避、太陽電池の発電電力の有効活用の点で、優れた出力制御装置等を提供することと認定されるべきであり、課題1は、従来の等差制御及び等比制御と比べて、系統への逆潮流の回避、太陽電池の発電電力の有効活用の点で優れたパワーコンディショナの制御方法を分かりやすく示すことであると認定されるべきであると主張する。しかし、本件明細書等の記載によると、本件各発明の課題は、甲1特許制御を従来の等差制御及び等比制御の問題点を克服しようとするものと位置付けた上で、甲1特許制御よりも、運用前に行う設定を分かりやすいものとすることにあると認められる。なお、原告の主張のうち、「従来の等差制御及び等比制御と比べて」、系統への逆潮流

次ページへ続く ▼

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

流の回避、太陽電池の発電電力の有効活用の点で優れたパワーコンディショナの制御方法を、「分かりやすく示すこと」を課題とする、との点については、本件明細書等における根拠を欠く上、等差制御については、事前に差分を一定に設定するものであるから、等差制御と比べて更に分かりやすくすることは想定し得ず、前提を欠く。また、課題2について、本件明細書等には「それゆえ、本発明は、パワーコンディショナの制御を分かりやすいものとしながらも、系統への逆潮流を回避しつつ、かつ、太陽電池の発電電力をできる限り有効活用することができる出力制御装置、出力制御プログラム、及び太陽光自家消費システムを提供することを目的とする。」と記載されているから、本件各発明の課題は、少なくとも「逆潮流を回避する」ことであると認められる。さらに、課題3について、本件明細書等の記載によれば、本件各発明の課題は、太陽電池の発電電力をできる限り有効活用することにあると認められ、これは上記のとおり「発電効率をできる限り高くする」ことである。すなわち、本件審決の認定に誤りはなく、原告の主張は採用できない。

(2) 実施可能要件(特許法36条4項1号)違反の有無

特許法36条4項1号に規定する実施可能要件については、明細書の発明の詳細な説明が、当業者において、その記載及び出願時の技術常識に基づいて、過度の試行錯誤を要することなく、特許請求の範囲に記載された発明を実施できる程度に明確かつ十分に記載されているかを検討すべきである。本件各発明は、出力制御装置、出力制御プログラム、及びそれを用いた太陽光発電自家消費システムの発明であり、いずれも物の発明であるから、本件明細書等の発明の詳細な説明の記載が実施可能要件に適合しているためには、当業者が、本件各発明の出力制御装置、出力制御プログラム、及びそれを用いた太陽光発電自家消費システムを生産でき、かつ、使用することができるよう具体的に記載されていなければならないというべきで

ある。

本件明細書等の記載及び図面に照らせば、発明が解決しようとする課題の解決手段は、消費電力とPCS定格との比率に対応した少なくとも二種類以上の設定差分値等を記憶し、これを用いてパワーコンディショナの出力指令値を算出することであると認められ、このような構成を実現することは、本件各発明に係る特許請求の範囲の記載等によれば、当業者であれば技術常識に基づいてさほど困難を伴うことなくこれを実施できるものと解される。

なお、本件明細書等には、「比率 α 」及び「設定差分値 β 」の具体的な決定方法は記載されていないが、本件明細書等に「比率・設定差分値テーブルは、太陽光発電自家消費システムの発電可能能力や負荷での消費電力の大きさなどを考慮して、予め決定しておく。また、予め決定した比率・設定差分値テーブルを、入力部を利用して、運用状況を見ながら、適宜、書き換えることができる。」と記載されていること等によると、本件各発明は、直ちにその具体的な決定方法を示すことを課題ないし目的としたものとは解されないから、上記具体的な決定方法の記載がないことをもって、直ちに本件各発明が実施可能でないとはいえない。

(3) 本件発明1と甲1発明の相違点の認定と新規性(特許法29条1項)の判断

本件審決では、本件発明1と甲1発明の相違点1-1として、「本件発明1の『記憶部』に記憶される情報は、『前記負荷の消費電力と前記パワーコンディショナの最大出力可能電力であるPCS定格との比率に対応させて、前記消費電力から引く電力の値を設定差分値として予め登録した比率・設定差分値テーブル』であるのに対し、甲1発明の記憶部に記憶される情報は、『消費電力』に関連付けられた『一次係数a及び0次係数b』並びに『一次関数 $P(t) = (1-a)S(t) - b$ 』である点。」(筆者注:相違点1-1について、複数あるうち主な点を抜粋した。)を認定しており、これに誤りはない。

次ページへ続く ▼

い。

そして、当該相違点が実質的な相違点といえるかについて、本件発明1において、負荷の消費電力とパワーコンディショナの最大出力可能電力であるPCS定格との比率 α を使用することは、現在の消費電力がPCSの最大出力に対してどの程度近づいているかを需要家が把握できるようにした指標であり、需要家の理解を助けるものであるとともに、PCS定格は製品仕様として明示されているのが通常だから、需要家にとり容易に把握可能なものである。そうすると、本件各発明において、PCS定格との比率を用いて電力量を表現することは、甲1発明とは異なる観点から、需要家の理解を助けるものであるということができ、相違点1-1は、実質的な相違点であると認められる。

また、本件審決では、本件発明1と甲1発明の相違点1-2として、「出力指令値を算出する際に発電電力の上限値を割る値が、本件発明1では『PCS定格』であるのに対し、甲1発明では『太陽電池の定格電力』である点」を認定しており、これに誤りはない。

そして、相違点1-2に係る電力の変換・制御を行うPCS(パワーコンディショナ)と、発電を行う太陽電池とは全く別の装置であるから、「PCS定格」と「太陽電池の定格出力」の技術的な意味が同一ということはあり得ない。そうすると、相違点1-2についても、実質的な相違点と認められる。

以上より、本件審決の新規性の判断に誤りはない。

(4) 相違点1-1についての進歩性(特許法29条2項)の判断

本件発明1と甲1発明とは、少なくとも相違点1-1において異なっている。そして、甲1には、相違点1-1に係る本件発明1の構成である、消費電力 $P(t)$ とPCS定格との比率 α を算出することについて、何らの記載も示唆もなく、甲1発明においては、 $S(t)$ と、一次係数 a 及び0次係数 b とから発電電力の上限値 $P(t)$ を求めることが可能であるから、 $S(t)$ をPCS定格で除して比率 α を求める必要性がそもそも存しない。また、甲1発

明において、 $S(t)$ をPCS定格で除して比率 α を求めるについての動機付けが存するものと認めるべき証拠はない。以上より、本件審決の相違点1-1の進歩性の判断に誤りはない。

3 コメント

本件では、原告が本件各発明の課題の認定において「従来技術より優れた制御方式である」ことを主張したのに対し、裁判所は明細書の記載に則って解釈を行い、本件各発明の課題を2. 記載のとおり認定したものと思われます。本件は事例判断ではありますが、裁判所における発明の課題の認定、またそれに基づく実施可能要件、新規性、進歩性の判断内容について参考になると思いますので紹介させていただきました。

目次へ戻る



商標法

「AFURI」との商標が阿夫利山地域の通称を指すものとは認められないと判断した事例

知財高裁(4部)令和7年10月30日判決(令和7年(行ケ)第10038号)裁判所ウェブサイト
〔AFURI事件〕



岩崎 翔太

PROFILE はこちら

1 事業の概要

本件は、被告が商標権を有する後記2記載の本件商標(登録第6245408号商標。第33類「清酒、焼酎、…」等)の無効審判請求を不成立とした審決(本件審決)の取消訴訟です。原告は、本件商標(「AFURI」)は、「阿夫利山地域」を意味する「阿夫利」のローマ字表記であり、地域名を普通に用いられる方法で表示したものであるから、商標法3条1項3号の「その商品の産地、販売地、品質…を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標」に該当し、無効であるなどと主張しましたが、本判決は、本件審決と同様の理由から、原告の主張をいずれも排斥し、請求棄却としました。

本件の争点は多岐にわたりますので、本稿では主たる争点である商標法3条1項3号該当性に関する判断をご紹介します。

2 本件商標(登録第6245408号)

3 裁判所の判断

裁判所は、以下のとおり判示して、原告の主張(本件商標(「AFURI」)は、「阿夫利山地域」を意味する「阿夫利」のローマ字表記であり、地域名を普通に用いられる方法で表示したものである)を排斥し、商標法3条1項3号該当性を否定しました。

「神奈川県伊勢原市にある「大山」(おおやま)は、「雨降山」(あめふりやま)とも呼ばれ、山頂に所在する大山阿夫利神社(旧称は阿夫利神社)とともに、古くから信仰の対象になっていたところ、「阿夫利」の名称は、伊勢原市商工会の会報で使用され、建物、トンネル、林道、橋等の名称の一部に用いられて使用され、校歌や町おこしの歌などにも歌われ、イベントや商品

名にも使用されていることが認められる。

しかしながら、…学校教育において使用されている地図には、原告主張の阿夫利山地域に相当する「大山の近郊地域」の通称を指すものとして、「阿夫利」の語が掲載されているものは存在せず、また、…三省堂コンサイス日本地名辞典や、岩波書店版広辞苑第7版には、「阿夫利」の語について説明する箇所はなく、前者において、単に「あふりーやま」の欄に、「雨降山・阿夫利山=おおやま(神奈川県)」の説明が付されているのみであることが認められる。そして、原告が主張する①伊勢原市商工会の会報の名称「あふり」、②校歌における「あふり」、「阿夫利」又は「阿夫利」の文字を含む語の使用、③「阿夫利」という名称を付している行政が管理する建造物の存在、④「阿夫利」の語が付された商品又はサービスの取引の存在については、証拠上、こうした使用例が認められるものの、これらは「大山」ないし「阿夫利神社」にちなんだ名前が用いられていると理解することが可能であり、これをもって「阿夫利」の語が原告が主張する阿夫利山地域を指すものと一般に認識されていることまでを基礎づけるものとはいえない。」

「これに対し、原告は、日本酒取引において「地酒」という文化が存在し、その取引の実情に鑑みれば、需要者は、商品である日本酒に付された「阿夫利」の語が阿夫利山地域を意味するものと認識し、当該日本酒は阿夫利山地域が産地・販売地であるか、同地域の水を用いた品質であると一般に認識すると主張する。しかし、仮に、日本酒取引において原告主張の「地酒」文化に基づく上記の取引の実情が認められ、取引者・需要者において「AFURI」が「阿夫利」のローマ字による読み仮名であると理解するとしても、…原告主張の阿夫利山地域の通称を指すものとして「阿夫利」の語が掲載されている地図や辞書は存在せず、しかも、「阿夫利」が「大山」ないし「阿夫利神社」(ないし大山阿夫利神社)を指す名称であると理解でき

次ページへ続く ▼

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

る以上、「阿夫利」の語が日本酒の商品に付されていたとしても、取引者・需要者は、「阿夫利」の語が阿夫利山を意味するものと認識し、当該日本酒は阿夫利山にちなんだ商品であると一般に認識するというのが相当である。「阿夫利」の語が、このような阿夫利山自体を指し示すものであるとの認識を超えて、阿夫利山地域を指すものとして取引者・需要者に認識されるとする原告の主張は、採用することができない。」

「以上により、「阿夫利」の語が、原告の主張する阿夫利山地域の名称であるとは認められず、そのローマ字表記である「AFURI」の文字からなる本件商標は、本件商標の登録査定時において、取引者・需要者によって日本酒を含む指定商品に係る商品に使用された場合に、商品の産地、販売地を表示したものと一般に認識されると認めることはできず、その指定商品について商品の産地、販売地又は品質を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標であるということはできない。」

4 コメント

本件は、ラーメンチェーン店を運営するAFURI株式会社(本件の被告)が日本酒の製造販売を行う吉川醸造株式会社(本件の原告)に対して、同社が販売する日本酒に付された「雨降(あふり)」との商標は本件商標に係る商標権を侵害するとして商標権侵害差止等請求訴訟を提起したことをきっかけとする一連の紛争の一つに位置付けられるものです。

本件では、「阿夫利」の語が、阿夫利山自体を指し示すものであるということを超えて、阿夫利山地域を指し示すものであるとまではいえないことから、そのローマ字表記である「AFURI」の文字からなる本件商標は、日本酒を含む指定商品に係る商品に使用された場合に、商品の産地、販売地を表示したものと一般に認識されると認めることはできないと判断しました。

かかる判断の背景には、一般的な地域名や地名は、産地・販売地を示す機能を有することが多い一方で、山の通称がそこまでの機能を有することは一般的でないとの価値判断があ

るようと思われます。

本判決は事例判断ではありますが、商標法3条1項3号該当性判断の一例として実務上も参考となり得ることから紹介した次第です。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

目次へ戻る



著作権法

CDN事業者の著作権侵害帮助責任を認めた事例

東京地裁(46部)令和7年11月19日判決(令和4年(ワ)第2388号)裁判所ウェブサイト
(海賊版サイトCDN事件)



松本 健男

PROFILE はこちら

1 事業の概要

本件は、出版社であるXらが、Yに対し、Xらが出版権(著作権法80条1項)を有する各漫画(「本件著作物」)の複製データが海賊版サイト(「本件ウェブサイト」)から配信された際に、Yがコンテンツ・デリバリー・ネットワークサービス(「CDN」)を提供した(「Yサービス」)ことにより、Xらの出版権(公衆送信権)が侵害されたと主張して、不法行為に基づく損害賠償請求を行った事件です。

Yは、インターネットに接続されたサーバ(「Yサーバ」)を、東京及び大阪を含む世界275の都市に設置管理して、CDNを提供している会社です。CDNとは、インターネット上にキャッシュサーバを分散配置し、エンドユーザに近い経路にあるキャッシュサーバから、画像や動画などのウェブコンテンツのキャッシュデータをオリジナルのウェブサーバ(オリジンサーバ)に代わって配信する仕組みです。

東京地裁は、Yが本件ウェブサイトの運営者(「本件運営者」)によるXらの出版権の侵害を帮助したものとして、民法719条2項に基づき、Yの損害賠償責任を認めました。

2 本判決の要点

本判決のうち、Yの著作権侵害帮助責任を認めた部分の判示の要旨は、以下のとおりです。

▶ Yサービスにより、本件運営者は多数の分散配置されたYサーバからキャッシュデータを送信することが可能となったといえるところ、本件各ウェブサイトのアクセス数は最大で月間合計3億回を超え、これに対するキャッシュヒット率は95~99パーセントであったのであるから、Yサービスの利用による本件オリジンサーバの負荷の分散の程度は大きく、本件運営者は、Yサービスにより、多くの配信を効率的に行うことができたものといえる。

▶ Yは、Yサービスの利用契約を締結する際の本人確認手続を簡略化する方針を採用していたところ、本件利用契約に際して何らの本人確認手続が行われなかったものと推認され、これを覆す的確な証拠は見当たらない。そうすると、本件運営者は、オリジンサーバのIPアドレスが明らかにならないというリバースプロキシが一般に備える匿名性に加え、本件利用契約に関する法的な開示手続がされたとしても権利行使を受けるおそれがないという強度な匿名性が確保された状況下で、効率的な配信をすることができたものといえる。

▶ 以上によれば、Yは、本件各ウェブサイトについてYサービスを提供することにより、本件運営者によるXらの出版権の侵害を容易にしたことができ、これは、本件運営者によるXらの出版権の侵害の帮助行為に当たるといえる。

▶ Yは、各Xからの著作権侵害通知(「本件通知」)により、本件各著作物に係る著作権法上の権利(公衆送信権)が侵害されていることを知ることができ、Yサービスの提供を停止することによって、Xらの出版権の侵害を回避することができたといえる。そして、本件通知の受領からYサービスの提供を停止するまでに必要な期間については、本件通知の受領後、その内容を確認して権利の侵害を判断し内部的な手続をするために必要な期間を考慮し、1か月と認めるのが相当である。以上に照らせば、Yは、本件通知の受領から1か月を経過した時点(「本件時点」)でYサービスの提供を停止することができたと認められるから、同時点でYサービスの提供を停止する義務を負うところ、これを怠ったものといえる。

▶ したがって、Yは、本件時点以降、本件運営者によるXらの出版権の侵害を過失により帮助したものと認められる。

次ページへ続く ▼

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

3 結語

本判決は、具体的な事実を摘示して、本件運営者がYサービスにより効率的な配信をすることができたことを認定しました。その上で、Yの帮助が認められるのは、Yが著作権侵害通知を受領してから1か月を経過した時点以降と判断しました。

本判決は地裁判決であり、Y側は控訴したとの報道もありますので、今後、控訴審において異なる判断が示される可能性もあります。今後の動向の注視が必要な段階ではありますが、多くの報道がされた事件であるとともに、海賊版サイト対策の実務にとって意義の大きい判決であることから、紹介する次第です。

目次へ戻る



本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。